第五章　財務及び会計

第十八条の二を第二十四条とする。

第十八条中第十号を第十二号とし、第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五　国立大学法人から寄託された業務上の余裕金（第二十六条及び第四十二条第三号において「国立大学寄託金」という。）の運用を行うこと。

六　大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行うこと。

第十八条を第二十三条とする。

第三章の章名を削る。

第十七条を第十九条とし、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章　運用・監視委員会

（運用・監視委員会の設置及び権限）

第二十条　機構に、寄託金運用業務等の適正な運営を図るため、運用・監視委員会を置く。

２　第一号から第三号までに掲げるもののうち寄託金運用業務等に関する事項及び第四号に掲げるものについては、運用・監視委員会の議を経なければならない。

一　通則法第二十八条第一項に規定する業務方法書

二　通則法第三十五条の五第一項に規定する中長期計画

三　通則法第三十五条の八において準用する通則法第三十一条第一項に規定する年度計画

四　第二十九条第一項に規定する基本方針

３　運用・監視委員会は、寄託金運用業務等の実施状況を監視する。

４　運用・監視委員会は、前二項に定めるもののほか、寄託金運用業務等に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（運用・監視委員会の組織）

第二十一条　運用・監視委員会は、運用・監視委員五人以内をもって組織する。

（運用・監視委員）

第二十二条　運用・監視委員は、経済、金融、資産運用、経営管理その他の寄託金運用業務等に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、文部科学大臣が任命する。

２　運用・監視委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　運用・監視委員は、再任されることができる。

４　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるものを除く。）のほか、第十五条第三号又は第四号に該当する者は、運用・監視委員となることができない。

５　第十八条及び第十九条並びに通則法第二十一条の四並びに第二十三条第一項及び第二項の規定は、運用・監視委員について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「文部科学大臣は、」と、同条第一項中「前条」とあるのは「国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十二条第四項」と読み替えるものとする。

第四章　業務

第十六条中「第十八条第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第九号」を「第二十三条第一号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号」に改め、「業務」の下に「並びに同条第十二号に掲げる業務（同条第五号及び第六号に掲げる業務に附帯するものに限る。）」を加え、同条を第十八条とする。

第十五条第一項中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条第二項中「第十三条及び第十四条」を「第十四条及び第十五条」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（理事長及び理事の禁止行為）

第十七条　理事長及び理事は、自己又は機構以外の第三者の利益を図る目的をもって、次に掲げる行為を行ってはならない。

一　特別の利益の提供を受け、又は受けるために、寄託金運用業務等に関する契約を機構に締結させること。

二　機構に、自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券その他の資産を取得させ、又は寄託金運用業務等に係る資産を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようにさせること。

第十四条に次の二号を加える。

三　銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者（次号において「金融事業者」という。）であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四　金融事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第十四条を第十五条とする。

第十三条の前の見出しを削り、同条を第十四条とし、同条の前に見出しとして「（役員の欠格条項の特例）」を付し、第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（運用業務担当理事の任命の特例）

第十二条　運用業務担当理事は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、経済、金融、資産運用、経営管理その他の寄託金運用業務等に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、文部科学大臣の承認を受けて、理事長が任命する。

２　理事長は、前項の規定により運用業務担当理事を任命したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合においては、通則法第二十条第五項の規定は、適用しない。

附則第五条の二及び第五条の三を次のように改める。

（持分の払戻しの禁止の特例）

第五条の二　附則第三条第五項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額（附則第四条第二項の規定により払戻しを受けた者の持分に係る出資額を除く。）については、当該政府以外の者は、機構に対し、国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第二号。次項において「改正法」という。）の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

２　機構は、前項の規定による請求があったときは、第八条第一項の規定にかかわらず、当該政府以外の者が有する改正法の施行の日における文献情報提供勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

３　附則第三条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。この場合において、同条第三項中「機構の成立の日」とあるのは、「国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第二号）の施行の日」と読み替えるものとする。

（財政融資資金の機構への運用に関する特例）

第五条の三　財政融資資金（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第二条の財政融資資金をいう。以下この条において同じ。）は、令和三年度から令和五十二年度までの間において、同法第十条第一項の規定にかかわらず、助成業務に必要な資金に充てるため機構が借入れをする場合における機構に対する貸付け（以下この条において単に「貸付け」という。）に運用することができる。

２　財政融資資金は、令和三年度から令和五十二年度までの間において、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、助成業務に必要な資金に充てるため機構が発行する機構債券に運用することができる。

３　第一項の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は前項の規定により機構債券に運用される財政融資資金は、令和五十二年度までの間に償還するものとする。